

※検討会議での意見を踏まえ、評価や記述を修正したもの

## 本町における観光まちづくり財源確保策の評価結果について

観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の検討にあたり、他団体の実施事例の調査結果に基づき、検討を進めることとした「入湯税の超過課税」、「宿泊税」、「駐車場利用者への課税」の3つの財源確保策について、地方税の一般的な考え方や前提条件等を踏まえ、財源の規模、観光客の捕捉性、使い道の柔軟性等を勘案して評価を行ったもの。

### 1 評価対象とする財源確保策

| No | 名 称<br>(行為の内容)       | 実施団体                         | 税率                             | 徴収方法                           |
|----|----------------------|------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 1  | 入湯税の超過課税<br>(入湯)     | 大阪府箕面市<br>ほか8団体<br>※実施困難事例除く | 日帰り客：50円～150円<br>宿泊客：200円～500円 | 特別徴収義務者が施設利用料金とは別に原則現地で税を徴収する  |
| 2  | 宿泊税<br>(宿泊)          | 京都府京都市<br>ほか5団体<br>※都府県除く    | 定額制：100円～1,000円<br>定率制：宿泊料金の2% | 特別徴収義務者が宿泊料金とは別に事前決済や現地で税を徴収する |
| 3  | 歴史と文化の環境税<br>(駐車)    | 福岡県太宰府市                      | 車種別：50円～500円                   | 特別徴収義務者が税を含んだ駐車料金を現地で徴収する      |
|    | 乗鞍環境保全税<br>(駐車場への進入) | 岐阜県                          | 定員別：300円～3,000円                |                                |

### 2 評価方法

町が3つの財源確保策について、10の評価項目をもとに相対評価を行ったもの。

なお、観光まちづくり財源のあり方の前提条件やこれまでの意見を考慮して、評価項目を次のとおり整理した。

| 評価項目         | 評価の視点               | 前提条件との対応関係                          |
|--------------|---------------------|-------------------------------------|
| ①財源の規模       | 財源不足や観光関連施策を賄えるか    | A 長期的な財源不足の備え                       |
| ②観光客の捕捉性     | 観光客を特定して課税できるか      | B 観光客に負担を求める方策                      |
| ③対象となる観光客の範囲 | 幅広い観光客を対象にできるか      |                                     |
| ④使い道の柔軟性     | 観光まちづくりの対象範囲に活用できるか | C 維持あつての充実という考え方<br>D 観光と暮らしを両輪と捉える |
| ⑤実施に要する期間    | R11 までに実施できるか       | E 新たな社会変化への対応                       |
| ⑥収入安定性       | 安定的かつ継続的な財源となるか     | その他                                 |
| ⑦受益の程度       | 受益と負担の関係を整理できるか     |                                     |
| ⑧納税者の負担感     | 利用料金に対して税負担は過重か     |                                     |
| ⑨徴収費用や徴収事務   | 事業者の費用負担等は過大か       |                                     |
| ⑩事業者への負担軽減措置 | 事務負担等へ軽減措置はあるか      |                                     |

### 3 財源確保策の評価結果

観光まちづくり財源のあり方の前提条件に対応した評価項目の評価結果及び評価内容は次のとおりとなった。

#### (1) 入湯税の超過課税

| 評価項目         | 評価 | 評価内容                              |
|--------------|----|-----------------------------------|
| ①財源の規模       | △  | 1.9億円～5.7億円程度（※入湯税充当可能額の整理が必要）    |
| ②観光客の捕捉性     | ○  | 入湯行為の納税義務者は概ね観光客であり、町民や通勤者等は含まれない |
| ③対象となる観光客の範囲 | △  | 既存の課税対象と同じであり、新たな課税対象はいない         |
| ④使い道の柔軟性     | △  | 観光まちづくりの対象範囲の全てに活用することは不可能        |
| ⑤実施に要する期間    | ○  | 町税条例の改正等により実施可能                   |

#### (2) 宿泊税

| 評価項目         | 評価 | 評価内容                              |
|--------------|----|-----------------------------------|
| ①財源の規模       | ○  | 5.9億円～13.3億円程度                    |
| ②観光客の捕捉性     | ○  | 宿泊行為の納税義務者は概ね観光客であり、町民や通勤者等は含まれない |
| ③対象となる観光客の範囲 | ○  | 入湯税課税対象外の宿泊施設の利用者も新たに課税対象となる      |
| ④使い道の柔軟性     | ○  | 観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能              |
| ⑤実施に要する期間    | ○  | 新規条例の制定等により実施可能                   |

#### (3) 駐車場利用者への課税

| 評価項目         | 評価 | 評価内容                          |
|--------------|----|-------------------------------|
| ①財源の規模       | △  | 0.7億円～1.3億円程度                 |
| ②観光客の捕捉性     | △  | 観光客のほか、町民や通勤者等が含まれる可能性がある     |
| ③対象となる観光客の範囲 | ○  | 鉱泉浴場を利用しない駐車場利用者も新たに課税対象となる   |
| ④使い道の柔軟性     | ○  | 観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能          |
| ⑤実施に要する期間    | ×  | 実施可否の検討等に相当期間を要するため、R11の実施は困難 |

【評価凡例】○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない

※評価結果の詳細は、別紙「観光まちづくり財源確保策の評価結果」のとおり

### 4 まとめ

先行導入団体が実施している財源確保策のうち、本町での実施の可否等を考慮し、検討を進めることとした3つの財源確保策について、評価項目に基づき比較を行った。

評価項目のうち、

- ・入湯税課税対象外の宿泊施設の利用者など、幅広い観光客からも負担を求めることができる点
- ・観光まちづくりの対象範囲全般への活用が可能である点
- ・本町の長期的な財源不足に対応できる財源規模の点

などにおいて、「宿泊税」は、他の財源確保策よりも適性が高いという結果になった。

【資料2 別紙】観光まちづくり財源確保策の評価結果

| 税の名称<br>(税の区分)<br>評価項目<br>(評価の視点)                     | (1)入湯税の超過課税<br>(法定税) |                                                               | (2)宿泊税<br>(法定外税) |                                                                                                       | (3)駐車場利用者への課税<br>(法定外税) |                                                                                 |
|-------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 財源の規模<br>① (先行導入団体の実施事例に基づく試算結果)<br>*財源不足や観光関連施策を賄えるか | △                    | 1.9億円～5.7億円程度<br>※R6当初予算における入湯税充当可能額(約9,000万円)の整理が必要          | ○                | 5.9億円～13.3億円程度                                                                                        | △                       | 0.7億円～1.3億円程度                                                                   |
| ② 観光客の捕捉性<br>*観光客だけを対象として捕捉できるか                       | ○                    | 入湯行為の納税義務者は概ね観光客であり、町民や通勤者等は含まれない<br>※療養や一般公衆浴場の利用は課税免除       | ○                | 宿泊行為の納税義務者は概ね観光客であり、町民や通勤者等は含まれない<br>※本町の特性上、ビジネス目的は少数<br>※旅館業法や住宅宿泊事業法により宿泊者名簿の備え付け義務があるため、人数等の捕捉は可能 | △                       | 駐車場によっては、観光客のほか、町民や通勤者等が含まれる可能性がある                                              |
| ③ 対象となる観光客の範囲<br>*幅広い観光客を対象にできるか                      | △                    | 既存の課税対象と同じであり、新たな課税対象はいない<br>※R5日帰入湯客約118万人、宿泊入湯客約378万人       | ○                | 入湯税課税対象外の宿泊施設の利用者も新たに課税対象となる<br>※R5宿泊客約394万人（うち宿泊入湯客約378万人を除く約16万人が新たな課税対象）                           | ○                       | 鉱泉浴場を利用しない駐車場利用者も新たに課税対象となる<br>※R5駐車場利用台数約66万台                                  |
| ④ 使い道の柔軟性<br>*観光まちづくりの対象範囲に活用できるか                     | △                    | 地方税法に定められた目的の範囲内に制限されるため、観光まちづくりの対象範囲の全てに活用することは不可能           | ○                | 観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能<br>※目的税の場合は新たに定める条例で範囲を規定                                                        | ○                       | 観光まちづくりの対象範囲の全てに活用可能<br>※目的税の場合は新たに定める条例で範囲を規定                                  |
| ⑤ 実施に要する期間<br>*R11までに実施できるか                           | ○                    | 町税条例の改正のほか、特別徴収義務者との調整や観光客への周知により実施可能                         | ○                | 新規条例の制定のほか、総務省との協議や、特別徴収義務者との調整、観光客への周知等により実施可能                                                       | ×                       | 課税対象駐車場の整理に関して、事業者との調整を含め、町内全域での実施可否の検討だけでも相当期間を要するため、R11の実施は困難                 |
| ⑥ 収入安定性<br>*安定的かつ継続的な財源となるか                           | ○                    | 社会経済情勢や自然災害等の影響はあるものの、一定の安定性が見込まれる<br>※過去10年間の入湯客数：約304～582万人 | ○                | 社会経済情勢や自然災害等の影響はあるものの、一定の安定性が見込まれる<br>※過去10年間の宿泊客数：約279～469万人                                         | △                       | 駐車場利用者の多くを占める大涌谷園地駐車場は、火山活動の影響による閉鎖の恐れがある<br>※過去10年間の大涌谷駐車場台数：約2.6～30万台         |
| ⑦ 受益の程度<br>*受益と負担の関係を整理できるか                           | ○                    | 入湯行為は、本町の観光関連の行政サービスを一定程度享受している                               | ○                | 宿泊行為は、比較的滞在時間も長く、本町の観光関連の行政サービスを一定程度享受している                                                            | △                       | 駐車行為のみをもって、本町の観光関連の行政サービスを享受していると整理することは困難                                      |
| ⑧ 納税者の負担感<br>*利用料金に対して税負担は過重か                         | △                    | 宿泊料金（宿泊）に対する負担感は小さいが、入湯料金（日帰り）に対する負担感は大い                      | ○                | 宿泊料金に対する負担感は小さい<br>※施設によっては入湯税と宿泊税の二重徴収による心理的負担感はある                                                   | △                       | 短時間の駐車利用であるほど負担感は大い                                                             |
| ⑨ 徴収費用や徴収事務<br>(周知等は共通のため省略)<br>*事業者の費用負担等は過大か        | ○                    | 既存税率の引上げに伴うシステム改修が必要                                          | △                | 新税に係るシステムの新規導入や改修が必要<br>※施設によっては入湯税と二重の徴収事務が発生                                                        | △                       | 新税に係る自動改札機の改修が必要<br>※複数の駐車場利用者に対する説明事務が発生                                       |
| ⑩ 事業者への負担軽減措置<br>*費用負担等へ軽減措置はあるか                      | ×                    | 交付金なし<br>※本町の入湯税の特別徴収交付金（納期内納入事務取扱交付金（年間約1,300万円））は廃止済        | ○                | 課税システムの新規導入や改修費用に対する特別徴収交付金あり<br>※全ての実施団体では特別徴収交付金（2.5%程度）を交付                                         | ○                       | 自動改札機の改修費用に対する補助あり（特別徴収交付金に相当するもの）<br>※太宰府市（歴史と文化の環境税）では、特別徴収義務者で組織する協議会に補助金を交付 |

※1:町が財源各確保策について、評価項目の内容を相対的に評価しました。

※2:【評価凡例】○：ある程度適性がある △：適性が低い ×：適性がない